

計 算 書 類

- ・貸借対照表
- ・損益計算書
- ・株主資本等変動計算書

第26期

自 2024年 3月 1日
至 2025年 2月 28日

兵庫県神戸市中央区港島中町6-8-1

株式会社ワールドプロダクションパートナーズ

貸借対照表

2025年 2月 28日 現在

株式会社ワールドプロダクションパートナーズ

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
【 流 動 資 産 】	18,334,406	【 流 動 負 債 】	17,978,308
現 金 預 金	13,725	支 払 手 形	4,396,220
受 取 手 形	38,467	買 掛 金	9,302,706
売 掛 金	16,786,490	短 期 借 入 金	3,417,783
商 品 及 び 製 品	451,908	リ ー ス 債 務	148
前 払 費 用	3,704	未 払 金	656,200
未 収 入 金	1,021,985	未 払 法 人 税 等	60,818
未 収 還 付 消 費 税 等	14,690	未 払 費 用	22,559
そ の 他 流 動 資 産	3,437	賞 与 引 当 金	53,771
		デリバティブ負債(短期)	44,367
		そ の 他 流 動 負 債	23,737
【 固 定 資 産 】	1,351,648	【 固 定 負 債 】	78,053
【 有 形 固 定 資 産 】	513	退 職 給 付 引 当 金	77,887
建 物	0	リ ー ス 債 務	166
機 械 装 置	250	負 債 合 計	18,056,361
器 具 備 品	0	純 資 産 の 部	
土 地	4	【 株 主 資 本 】	1,658,708
リ ー ス 資 産	259	【 資 本 金 】	20,000
【 投 資 そ の 他 資 産 】	1,351,135	【 利 益 剰 余 金 】	1,638,708
関 係 会 社 株 式	1,253,755	利 益 準 備 金	5,000
差 入 保 証 金	1,918	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,633,708
繰 延 税 金 資 産	95,462	繰 越 利 益 剰 余 金	1,633,708
		【 評 価 ・ 換 算 差 額 等 】	△29,016
		繰 越 ヘ ッ ジ 損 益	△29,016
資 産 合 計	19,686,053	純 資 産 合 計	1,629,692
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	19,686,053

(注) 金額は千円未満を四捨五入で表示しております。

損 益 計 算 書

自 2024年 3月 1日
至 2025年 2月 28日

株式会社ワールドプロダクションパートナーズ (単位:千円)

科 目		
【 売 上 高 】		48,931,202
【 売 上 原 価 】		47,141,415
売 上 総 利 益		1,789,787
【 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 】		1,185,921
営 業 利 益		603,866
【 営 業 外 収 益 】		
受 取 利 息	2	
為 替 差 益	1,091	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	4,765	5,857
【 営 業 外 費 用 】		
支 払 利 息	21,069	
原 糸 原 反 評 価 損	15,225	
そ の 他 の 営 業 外 費 用	9,525	45,818
経 常 利 益		563,905
税 引 前 当 期 純 利 益		563,905
法 人 税 及 び 住 民 税	129,421	
源 泉 所 得 税	2,445	
事 業 税	25,554	
法 人 税 等 調 整 額	23,909	181,329
当 期 純 利 益		382,576

(注) 金額は千円未満を四捨五入で表示しております。

株主資本等変動計算書

自 2024年 3月 1日

至 2025年 2月 28日

株式会社ワールドプロダクションパートナーズ

(単位:千円)

	株 主 資 本						評価・換算評価等 繰越ヘッジ損益	純 資 産 計 合
	資 本 金	利 益 剰 余 金				株 主 資 本 計		
		利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計			
			別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
当期首残高	20,000	5,000	-	1,431,133	1,436,133	1,456,133	10,896	1,467,028
事業年度中の変動額								
利益処分による配当	-	-	-	△180,000	△180,000	△180,000	-	△180,000
当期純利益	-	-	-	382,576	382,576	382,576	-	382,576
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	△39,912	△39,912
事業年度中の変動額合計	-	-	-	202,576	202,576	202,576	△39,912	162,664
当期末残高	20,000	5,000	-	1,633,708	1,638,708	1,658,708	△29,016	1,629,692

(注) 金額は千円未満を四捨五入で表示しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

1 発行済株式に関する事項

(単位:株)

	当期首株式数	当期末株式数	摘 要
発行済株式	400	400	

2 配当に関する事項

(単位:円)

総額	1株当たりの 配当額	基準日	効力発生日
180,000,000	450,000	2024年8月31日	2024年11月20日

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準および評価方法
総平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産…………… (リース資産を除く)	定率法により償却。 ただし、平成10年4月1日以降取得した建物、平成28年4月1日以降取得した建物附属設備(科目名「建物」を含む)及び構築物については、定額法を採用
無形固定資産…………… (リース資産を除く)	定額法により償却。 なお、ソフトウェア(自社利用分)については社内における利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により償却
リース資産……………	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日がリース取引に関する会計基準適用初年度前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理

3. 引当金の計上基準

賞与引当金……………	従業員の賞与支給にあてるため、翌期支払賞与見込額のうち当期負担額を計上
退職給付引当金……………	①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付債務の見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準による ②数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(8年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理

4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社は「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

(収益認識関係)
当社は、以下の5ステップを適用することにより収益を認識しております。
ステップ1:顧客との契約を識別する。
ステップ2:契約における履行義務を識別する。
ステップ3:取引価格を算定する。
ステップ4:取引価格を契約における履行義務に配分する。
ステップ5:履行義務の充足時に(又は充足するにつれて)収益を認識する。

当社は、グループ各社のプラットフォームサービスやコンサルティング、プロジェクトマネジメントといった付加価値のあるサービスやノウハウを包括的に提供する事業を営んでおります。当該履行義務は一定期間にわたり充足されると判断していることから、サービスの提供に応じて収益を認識しております。

5. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用

6. グループ通算制度

株式会社ワールドを親法人とするグループ通算制度を適用しております。

【会計方針の変更に関する注記】

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)
「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。なお、当事業年度において、計算書類に与える影響はありません。

【税効果会計に関する注記】

株式会社ワールドを通算親会社とするグループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

【収益認識に関する注記】

収益を理解するための基礎となる情報は、「【重要な会計方針】4. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

【表示方法の変更】

該当事項はありません。

【その他の注記】

会社計算規則第98条第2項第1号に基づき、会計監査人設置会社で必要とされる注記事項の一部を省略しております。